○外務省告示第百四十三号

平成二十八年三月三十日にウィーンで、ワーキング・ホリデー制度に関する次の口上書の交換がオーストリア共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十八年七月一日から実施される。

平成二十八年四月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

（在オーストリア共和国日本国大使館からオーストリア共和国連邦ヨーロッパ・統合・外務省宛ての口上書）

（訳文）

J.B.A.21／2016

口上書

在オーストリア共和国日本国大使館は、連邦ヨーロッパ・統合・外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とオーストリア共和国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、日本国とオーストリアとの間の相互理解を促進するためオーストリア国民、特にオーストリアの青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、オーストリア国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、オーストリア国民の日本国への入国に関し、二千十六年七月一日から日本国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　日本国政府は、次の要件の全てを満たすオーストリア国民からの申請に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(i)　オーストリア国民であること。

(ii)　入国の日から六箇月を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が自己の事由においてオーストリアに入国することができる場合を除く。）。

(v)　有効なオーストリア旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　十分な健康保険に加入すること。

(x)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(xi)　日本国に滞在する間に、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　日本国政府は、オーストリア国民に対し発給する1にいう査証の年間数を相互主義に基づき決定する。日本国政府は、この数を変更することを決定した場合には、オーストリア共和国政府に対し外交上の経路を通じて通報する。

3　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、直接に在オーストリア共和国日本国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館の代表者による面接を受ける。

4　日本国政府は、1にいう査証を有するオーストリア国民に対し、入国の日から最長六箇月の期間日本国に滞在する許可を与える。オーストリア国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度に参加するオーストリア国民は、日本国における滞在期間中に、就労許可なしに、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　日本国政府は、この制度により日本国に入国したオーストリア国民が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加するオーストリア国民は、日本国の関係法令の範囲内で、この制度の目的を達成するため講座に参加することができる。

8　日本国政府は、公の秩序を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、オーストリア共和国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　日本国政府は、オーストリア共和国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を取り消すことができる。

10　前記の諸措置の全部又は一部の取消し又は停止の後においても、双方が別段の決定を行う場合を除くほか、その停止又は取消しの日に有効なワーキング・ホリデー査証を所持している者、又は4に従い既に日本国に入国している者は、4にいう許可に従って、日本国に入国すること、滞在すること及び就労することが認められる。

在オーストリア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて連邦ヨーロッパ・統合・外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年三月三十日にウィーンで

（オーストリア共和国連邦ヨーロッパ・統合・外務省から在オーストリア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

NoBMEIA－J P.4.30.10／0012－IV.3／2016

口上書

連邦ヨーロッパ・統合・外務省は、在オーストリア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、オーストリア共和国政府が、オーストリア共和国と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、オーストリアと日本国との間の相互理解を促進するため日本国民、特に日本国の青少年に対しオーストリアの文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすためにオーストリアに入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、日本国民のオーストリア共和国への入国に関し、二千十六年七月一日からオーストリア共和国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　オーストリア共和国政府は、次の要件の全てを満たす日本国民からの申請に対し、数次入国のためのワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(i)　日本国民であること。

(ii)　前記の査証が有効となる日から六箇月を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が自己の事由においてオーストリアに入国することができる場合を除く。）。

(v)　有効な日本国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　オーストリアにおける滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時にオーストリアを出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　十分な健康保険に加入すること。

(x)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(xi)　オーストリアに滞在する間に、オーストリア共和国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　オーストリア共和国政府は、1にいう査証の年間数を相互主義に基づき決定する。オーストリア共和国政府は、この数を変更することを決定した場合には、日本国政府に対し外交上の経路を通じて通報する。

3　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、直接に在日本国オーストリア共和国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、外交使節団又は領事使節団の代表者による面接を受ける。申請は、オーストリアで行うことはできない。

4　オーストリア共和国政府は、1にいう査証を有する日本国民に対し、当該査証が有効となる日から最長六箇月の期間オーストリアに滞在する許可を与える。日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。